

業 務 説 明 資 料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件 名

国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託

2 履行期限

平成 30 年 3 月 23 日（金）

3 履行場所

横浜市役所

4 業務の概要

(1) 業務の背景

未曾有の大災害となった東日本大震災により、あらためて我が国の防災・減災対策のあり方が問われることになりました。このような大規模な自然災害による被害を可能な限り回避し、機能不全とならない都市を目指し、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下、「強靱化基本法」という。）が平成 25 年 12 月に制定され、平成 26 年 6 月に国土強靱化基本計画が閣議決定されました。

現在は、全都道府県で地域計画の策定に着手又は策定済となっており、平成 28 年 6 月閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」や、同年 12 月策定の「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施方針」においても、目標到達に向けた具体策として、地方自治体による強靱化地域計画の策定が示されるなど、国を挙げて策定が推進されています。

- ・内閣官房国土強靱化

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/

- ・ニッポン一億総活躍プラン

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/#plan>

- ・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html>

(2) 業務の概要

本業務は、強靱化基本法第 9 条第 1 項第 5 号に規定されてる「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下、「脆弱性評価」という。）」を行うことを目的とします。

そのため、本市の特性に合った評価方法の検討・提案や、脆弱性評価を行うために必要な庁内調整（会議開催の補助など）も業務に含めるものとします。

(3) 留意事項

脆弱性評価に関しては、平成 25 年 12 月 17 日に国土強靱化推進本部で決定した「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」を基本とし、国や他都市の評価方法を参考に本市の特性に合った方法で評価するものとします。(参考：国土強靱化地域計画策定ガイドライン)

参考 地域強靱化計画（国土強靱化地域計画）

○地域強靱化に関する情報

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html

○大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果（平成 26 年 4 月）

○大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針（平成 25 年 12 月）

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/hyouka.html

5 業務内容

(1) 脆弱性評価及び強靱化に関する取組事例等の情報収集

ア 計画策定済の都市において行った独自性のある脆弱性評価の手法や、計画の構成及び上位計画との調和の考え方などの情報収集

イ 他都市における特徴的又は先進的な強靱化に関する取組事例（施策・事業）及びそれに関連する重要業績指標（KPI）などの情報収集

(2) 脆弱性評価

ア 基本目標等の設定

脆弱性評価を行うために必要な「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態」、「施策分野（個別施策分野・横断的施策分野）」を設定します。

なお、基本目標等の設定の際、国土強靱化基本計画や他都市の策定済計画の基本目標等を参考に、横浜市の特性に配慮しながら設定するものとし、これに合わせて設定の考え方を整理するものとします。

イ 強靱化に関する施策・事業等の集約・整理

委託者が行う横浜市の関係部局や電気・ガス等のインフラ事業者等に対する強靱化に関する施策・事業と、それに関連する重要業績指標（KPI）等の照会に必要なシートを作成と、その照会結果の集約・整理を行います。

また、照会結果の集約・整理に関しては、管理用の一覧表などについて、委託者と協議の上、作成するものとします。

なお、強靱化に関する施策等については、防災・減災を始め、まちづくりに関する施策などのソフト・ハードの施策を幅広く想定しているため、それに対応が可能なシートの作成を行うことに留意してください。

ウ 強靱化に関する施策・事業等の分類

イにより集約・整理された施策・事業等を「起きてはならない最悪の事態」及び「施策分野」の項目ごとに分類します。このうち、「起きてはならない最悪の事態」に関しては、項目ごとに集約された重要業績指標（KPI）の中から横浜市の特性にふさわしい

ものを選定し、設定するものとします。

なお、重要業績指標（KPI）の設定については、国・他都市等の事例を参考に既存の指標を設定することを基本としますが、(1)で収集した事例で横浜市にふさわしいものなどがあれば、新たな重要業績指標（KPI）の提案し、設定することも可能とします。

エ 脆弱性の評価

ウの結果を基に、「起きてはならない最悪の事態」、「施策分野」ごとに脆弱性を評価することで、横浜市の脆弱な部分や、課題等を洗い出します。このうち、「起きてはならない最悪の事態」の評価に関しては、設定した重要業績指標（KPI）の達成状況等を勘案するものとします。

オ 国の大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（26年4月）を参考に、これまでの検討の成果を冊子としてとりまとめます。

(3) 庁内調整等支援

ア 庁内会議及び学識経験者等会議支援（4回程度）

（配布資料・上映スライド等説明会資料作成及び印刷、議事録作成等）

イ 関係部署（庁内及びインフラ事業者等）への電話等ヒアリング（必要に応じて）

6 成果品

本業務の履行にあたり、作成した成果品を業務の完了時に納品します。

- (1) 脆弱性評価(冊子)：A4判・製本5部
- (2) 脆弱性評価(概要版)：A3判
- (3) 説明会等資料（スライド及び配布資料）、会議等議事録、打合せ記録
- (4) その他、調査過程で委託者が必要と認めるもの

7 その他

- (1) 本市における施策の転換等やむを得ない事由により予定業務の発注が行われない場合は、業務を受注できない場合があります。
- (2) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に係わらず、委託者と協議の上、計画を行うこととします。
- (3) 成果品については、横浜市に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なく成果品を第三者に貸与、使用又は公表してはならない。